



鳥取県公報

平成16年 5月 7日(金)
第 7 5 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良事業計画の変更の同意 (360) (耕地課)	1
	保安林の指定の解除予定 (2件) (361・362) (森林保全課)	1
人委告示	口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (1) (任用課)	2
公 告	平成16年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課)	3
	平成16年度鳥取県職員採用試験 (資格・免許職) の実施 (〃)	7
	平成16年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度) の実施 (〃)	10

告 示

鳥取県告示第360号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業 (基盤整備促進事業武庫地区農業用排水及び区画整理) に係る土地改良事業計画の変更を平成16年4月27日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成16年 5月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第361号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成16年 5月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字陸上字二ノ谷口1649の8、1649の9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第362号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年5月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字戎213から215まで、217から219まで、220の1、220の3、221の2
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第1号

平成11年鳥取県人事委員会告示第3号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成16年5月7日から施行する。

平成16年5月7日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の内容等			1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の内容等		
個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間
略			略		
鳥取県警察官採用試験	第1次試験の受験者（他の都道府県の警察官を併せて志望している者で鳥取県警察官採用試験の第1次試験の不合格者を除く。）の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試	第1次試験の合格者発表日から1年間	鳥取県警察官採用試験	第1次試験の受験者（他の都道府県の警察官を併せて志望している者を除く。）の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間

	験における順位 第1次試験の受験者 (他の都道府県の警 察官を併せて志望し ている者で鳥取県警 察官採用試験の第1 次試験の不合格者に 限る。)の試験種目 ごとの得点及び合計 得点並びに第1次試 験における順位	その者が志 望している 他の都道府 県の警察官 採用試験の 最終合格者 発表日から 1年間		第1次試験の受験者 (他の都道府県の警 察官を併せて志望し ている者に限る。)の 試験種目ごとの得 点及び合計得点並び に第1次試験におけ る順位	その者が志 望している 他の都道府 県の警察官 採用試験の 最終合格者 発表日から 1年間
略			略		
2 略			2 略		

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年5月7日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称
平成16年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	法 律 コ ー ス	15名程度
	経 済 コ ー ス	
	文 化 芸 術 コ ー ス	1名程度
	国 際 コ ー ス	1名程度
	環 境 コ ー ス	5名程度
社 会 福 祉	3名程度	
総 合 化 学	3名程度	
獣 医 師	4名程度	
農 業	8名程度	
林 業	1名程度	
水 産	1名程度	
土 木	4名程度	
電 気	1名程度	

建築	— 般	1名程度
	— 級 建 築 士	1名程度
職業訓練指導員	自 動 車 整 備	1名程度
	建 築	2名程度
	O A 事 務	1名程度
	O A シ ス テ ム	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職等

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額170,700円のほか諸手当が支給される。ただし、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として給料月額163,872円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和44年4月2日以降に生まれた者

イ 職業訓練指導員 昭和39年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの

(ア) 昭和44年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者

(イ) 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの若しくは平成17年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必 要 な 資 格
事 務 (国際コース)	次の要件をすべて満たす者であること。 (1) 海外に生活の拠点を置いて、次のいずれかの国際経験（その期間が1年以上連続したものに限る。）を有すること。ただし、国家公務員及び地方公務員としての経験並びに海外の大学等への留学の経験を除く。 ア 青年海外協力隊等を通じた海外における協力活動その他の海外におけるボランティア活動 イ 民間企業等での海外における業務 ウ 通訳業務 (2) 英語、中国語（北京語に限る。）又は韓国・朝鮮語のうちいずれかの外国語について、日常会話程度以上の語学力を有すること。
社 会 福 祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事として任用資格を有する者又は平成17年3月31日までに取得する見込みの者であること。
獣 医 師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又

	は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。
建 築 (一級建築士)	建築士法(昭和25年法律第202号)第4条に規定する一級建築士に係る免許を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。
職業訓練指導員 (自動車整備)	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)第2条に規定する一級大型自動車整備士若しくは一級小型自動車整備士の資格を有する者又は平成17年3月31日までに取得する見込みの者 (2) 自動車整備士技能検定規則第2条に規定する二級ガソリン自動車整備士若しくは二級ジーゼル自動車整備士の資格を有する者で当該資格に関し3年以上の実務経験を有するもの又は平成17年3月31日までにこれに該当する見込みのもの (3) 機械学、電気学若しくは電子学(以下「機械学等」という。)を専攻して大学を卒業した者若しくは平成17年3月31日までに卒業見込みの者又は機械学等を専攻して大学院を修了した者若しくは同日までに修了見込みの者 (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第5項に規定する高等学校の教員の普通免許状(同項第2号に規定する教科のうち工業又は工業実習の教科に係る普通免許状に限る。)を有する者又は平成17年3月31日までに取得見込みの者 (5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条に規定する職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発総合大学校」という。)の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第36条の5に規定する長期課程(以下「長期課程」という。)において同規則第38条第2項に規定する産業機械工学科を履修して修了した者又は平成17年3月31日までに修了見込みの者 (6) 職業能力開発総合大学校の職業能力開発促進法施行規則第36条の5に規定する専門課程において同規則第38条第3項に規定する自動車整備科を履修して修了した者又は平成17年3月31日までに修了見込みの者
職業訓練指導員 (建 築)	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する建築科について、職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員に係る免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者 (2) 職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定(職業能力開発促進法施行規則別表第11の4に規定する建築大工の一級又は二級を検定職種及び等級とするものに限る。)に合格した者又は平成17年3月31日までに合格する見込みの者
職業訓練指導員 (O A 事務)	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する事務科について、職業訓練指導員免許を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者 (2) 職業能力開発総合大学校の長期課程において同規則第38条第2項に規定する情報工学科を履修して修了した者又は平成17年3月31日までに修了見込みの者
職業訓練指導員 (O A システム)	職業能力開発促進法施行規則別表第11に規定する情報処理科について、職業訓練指導員免許を受けた者又は平成17年3月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第

71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務(法律コース)、事務(経済コース)及び事務(環境コース)

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)

イ 事務(文化芸術コース)

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(記述式)

ウ 事務(国際コース)

教養試験(多肢選択式)及び論文審査

論文は、平成16年5月13日(木)から同年6月15日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。郵送による申込みは、平成16年6月15日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ アからウまでに掲げる職種以外のもの

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式及び記述式)

(2) 試験の期日

平成16年6月27日(日)

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県立米子工業高等学校管理教育棟 米子市博労町四丁目220

国土館大学世田谷校舎 東京都世田谷区世田谷四丁目28-1

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 事務(国際コース)

語学力試験(会話式及び記述式)、人物試験(集団討論及び個別面接)及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験(集団討論及び個別面接)及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 論文試験及び適性検査

平成16年7月25日(日)

イ アに掲げる種目以外のもの

平成16年8月2日(月)から同月6日(金)まで

(3) 試験の場所

ア 論文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

都道府県会館会議室 東京都千代田区平河町二丁目6-3

イ アに掲げる種目以外のもの

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年7月13日(火)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にてその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年8月18日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、次のいずれかに該当する場合は、この試験に合格しても採用されない。

ア 5の(1)に掲げる者のうち、平成17年3月31日までに大学を卒業見込みのものにあつては同日までに大学を、鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるものにあつては同日までに大学に相当する機関として鳥取県人事委員会が認めるものを卒業できないとき。

イ 5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができないとき。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年5月13日(木)から同月31日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成16年5月31日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年 5月 7日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（資格・免許職）

2 試験の種類及び採用予定者数

試 験 の 種 類	採用予定者数
理 学 療 法 士	1名程度
言 語 聴 覚 士	2名程度
歯 科 衛 生 士	1名程度

（注） 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表（2）1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 理学療法士及び言語聴覚士 165,500円

(2) 歯科衛生士 151,300円

ただし、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれ定める給料月額のほか諸手当が支給される。

なお、これらの給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

(1) 理学療法士及び言語聴覚士 158,880円

(2) 歯科衛生士 145,248円

5 受験資格

受験資格がある者は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

昭和44年4月2日以降に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試 験 の 種 類	資 格
理 学 療 法 士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
言 語 聴 覚 士	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第3条の規定による言語聴覚士に係る免許を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。
歯 科 衛 生 士	歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第3条の規定による歯科衛生士に係る免許を受けた者又は平成17年4月30日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成16年6月27日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県立米子工業高等学校管理教育棟 米子市博労町四丁目220

国土館大学世田谷校舎 東京都世田谷区世田谷四丁目28 - 1

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 作文試験及び適性検査

平成16年7月25日（日）

イ 面接試験

平成16年8月2日（月）から同月6日（金）まで

(3) 試験の場所

ア 作文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

都道府県会館会議室 東京都千代田区平河町二丁目6 - 3

イ 面接試験

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年7月13日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年8月18日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会

は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年5月13日(木)から同月31日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成16年5月31日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成16年度及び平成17年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成16年5月7日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)

2 試験の区分、採用予定者数及び採用予定時期

試験の区分	採用予定者数	採用予定時期
警察官(男性)	20名程度	平成16年10月1日
警察官(男性)	8名程度	平成17年4月1日
警察官(女性)	2名程度	平成17年4月1日

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額198,300円のほか諸手当が支給される。ただし、平成17年3月31日までに採用された者には、原則として給料月額190,368円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和49年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者

(2) 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業したもの若しくは平成17年3月31日(平成16年10月1日採用を希望する者にとっては、平成16年9月30日)までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認めるもの

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)

(2) 試験期日

平成16年7月11日(日)

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	160センチメートル以上であること。	153センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。	43キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験期日

平成16年8月23日（月）及び同月24日（火）

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成16年7月21日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年9月8日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年10月1日又は平成17年4月1日の予定である。

また、5の(2)に掲げる者のうち、平成17年3月31日（平成16年10月1日採用を希望する者にあつては、平成16年9月30日）までに大学を卒業見込みのものについては、同日までに大学を、鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるものにあつては同日までに大学に相当する機関として鳥取県人事委員会が認めるものを卒業していなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年5月13日（木）から同年6月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成16年6月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857 - 23 - 0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関

する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

